

(仮称) 福井金毘羅風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 4 月

アカシア・リニューアブルズ株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第 2 章	環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成31年2月6日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成31年2月6日（水）付 福井新聞

※平成31年2月20日（水）～2月28日（木）に開催する説明会についての公告を含む。

② インターネットによるお知らせ（別紙2参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・当社のウェブサイト（別紙2参照）

<https://www.acacia-renewables.com/6-2-2019>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の3箇所及び福井市内の公民館の3箇所、計6箇所において縦覧を行った。
また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福井県庁安全環境部環境政策課
福井県福井市大手 3-17-1
- ・福井市役所市民生活部環境事務所環境課
福井県福井市大手 3-10-1
- ・越前町役場住民環境課
福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

② 福井市内の公民館での縦覧

- ・殿下公民館
福井県福井市風尾町 1-13
- ・国見公民館
福井県福井市鮎川町 195-7
- ・一光公民館
福井県福井市下一光町 6-5

③ インターネットの利用による縦覧

- ・ 当社のウェブサイト（別紙2参照）

<https://www.acacia-renewables.com/6-2-2019>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：平成31年2月6日（水）から平成31年3月25日（月）まで

- ・ 関係公共団体庁舎 土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
- ・ 公民館 月曜日・第3日曜日・祝日を除く開館時間とした。
- ・ インターネット 縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は2名であった。

（内訳） 福井県庁	0名
福井市役所	1名
越前町役場	0名
殿下公民館	1名
一光公民館	0名
国見公民館	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成31年2月20日（水）19時00分から20時30分まで
- ・開催場所：天谷公民館（福井県丹生郡越前町天谷71-34）
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：平成31年2月21日（木）19時30分から20時30分まで
- ・開催場所：国見公民館（福井県福井市鮎川町195-7）
- ・来場者数：7名

- ・開催日時：平成31年2月27日（水）19時00分から20時30分まで
- ・開催場所：一光公民館（福井県福井市下一光町6-5）
- ・来場者数：12名

- ・開催日時：平成31年2月28日（木）19時30分から21時00分まで
- ・開催場所：殿下公民館（福井県福井市風尾町1-13）
- ・来場者数：21名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙3、別紙4参照)

(1) 意見書の提出期間

平成31年2月6日(水)から平成31年3月25日(月)までの間
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送及びメール

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は7通、意見総数は33件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は33件であった。それに対する当社の見解は第2-1表のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	1. 2回目の殿下地区の説明会では質問が多数出ましたが、県内の数カ所の設置場所を見学してもらうのも一方法だと思う。	ご提案ありがとうございます。 地域の皆様に風力発電施設のご理解を深めていただくため、風力発電施設の見学について検討いたします。
2	2. 金毘羅山は4号線が開通したら観光地とも位置づけ(晴れの日には舞づる半島まで見える)、その施設も考えていました。	風力発電施設の設置に伴う周辺道路も整備に加え、地域に貢献できる施設の併設についても今後、地域の皆様と共に検討していきたいと考えております。
3	3. 20年前 島中地区より林道を開設しましたが、金毘羅への最も近道なので活用してほしいです。	運転開始後の管理等への活用が考えられますが、風力発電施設の配置計画の熟度が高まった段階で具体的に検討したいと考えております。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>1. 景観を著しく損なうことによる文化的及び経済的損失について</p> <p>越前海岸はわが国有数の景勝地として内外に誇れる観光地である。産業規模がそれほど大きくない福井県にとって文化・観光資源は将来に向かって侮れない財源となり、その収益の比率はますます高まりつつあるといっても過言ではない。隣接する越前町の越知山一帯はすでに歴史的に文化遺産として高い評価を受け、鮎川から丹生浦近辺も国定公園に連なっている。その間に位置する金比羅山とその周辺の建造物の由緒・伝承は最古のものと認識されているにも拘わらず歴史・文化の調査が十分でなく、遅々として進んでいない。それ故、金比羅山や殿下地区が重要な歴史的保存地区として、又国定公園としても現時点では認定されていないが、単にそれだけの理由で、早計に異質の巨大建造物を建造することは景観を著しく損ね、日本特有の歴史文化価値を捨て去ることになりかねず、断じて許すことはできない。</p> <p>企業論理のみで功を焦ると後悔先に立たぬばかりか取り返しのつかないことになる。海上から眺望する金比羅山の姿形はなだらかな台形で、その美しさは他に例を見ない。海の安全、航海の安全を1300年に亘り守護し続けてきた「霊山・金比羅山」はまさに神体山として尊敬されてきたのだと誰もが首肯するものである。越前海岸の美しさはひとり金比羅山のみならず、連綿と続く山並み・史蹟の連続性にある。越前海岸に連なる観光スポットの数々「玉川洞窟観音、呼鳥門、水仙の里公園、足見の滝、越知山、金比羅山、弁慶の洗たく岩、五太子の滝、国見岳、亀島、高須山、三国・雄島」等々の風景を満喫しながら旅する内外の人々が金比羅山の近辺に来た時、突然、巨大な風力発電機を目にすれば、どのように感じるであろうか。ロマン溢れる旅情が吹っ飛ばされ、大いなる幻滅を持ち帰ることになるであろう。地元や福井県、引いては日本にとっては大きな損失を被ることになりイメージダウンも甚はだしいものになる。地元住民、日本人にとってこれらの景観を守ることは第一義であり、責務なのである。</p>	<p>景観資源への影響懸念について承りました。</p> <p>金毘羅山とその周囲の景観について、視認性に配慮した施設配置を検討するなど、景観への影響を極力回避または低減するよう、対策を検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

<p>5</p>	<p>2. 低周波被害・病気の発症について</p> <p>風力発電の設置に当たっては、生活環境に影きょうを与える騒音や低周波などについて環境省は環境基準を設け、事業者に順守させているが、風力発電による低周波音超低周波音と健康被害との関連性が現段階では明きらかにされておらず、科学的知見はあいまいなままである。しかしながら、現状は、事実上健康被害は出ており、風力発電による健康被害があり得ないと100パーセント断言できる根拠も乏しいが、現代医学で明確な因果関係が立証されない限り、環境省も病気の原因とは見なされないと判断せざるを得ず、それが今日の限界であれば、実際に被害で苦しんだとしても住民は泣き寝入りするだけで矛先の持って行き場がない。それ故、ひとたび風力発電が設置され、それが原因で実際に病気が発症したとしても住民には打つ手がない。低周波被害の中でも、とりわけ深刻なのは発育段階の幼児が原因不明の鼻血を出したり、頭痛を訴えるケースである。</p> <p>風力発電と発症の因果関係を見極めないで、若い女性、夫婦は殿下村に住むことを拒否し、村を去って行くであろう。殿下地区は高齢化が進み、中山間地区の悲哀を味わい、不安を募らせている。地区の活性化を図り、若者をはじめ他府県からの移住者を呼び込もうと、必死で様々な取り組みを試行錯誤している真つ最中である。この生き残りをかけた長期的展望の将来計画に水を指し、最大の障害にもなるのが、企業利益のみを優先して突っ走る貴社の風力発電機設置なのである。設置に反対の理由はここにある。風力発電機の寿命が40年であるということは、この事業が永遠に続くことに他ならない。メンテナンスをくり返せば、いつまでも使用が可能であり、一度設置を認めれば、利益が出ている限り、事業撤退など半永久的にあり得ないことを住民は最も危惧するのである。</p> <p>事業の存続が企業の論理であれば、景観は永遠に損なわれたままであるし、低周波被害や騒音被害は永遠に続くことが簡単に予測される。若い人たちを受け入れて地域を活性化しようとするのが水泡に帰することにもなる。殿下地区が衰亡していくのを座して待つほど住民はバカではない。この地区の住民は殿下に誇りを持ち、賢明な人々が多いことをお忘れにならないように。</p>	<p>「騒音及び超低周波音」については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）を踏まえ、最新の知見等に基づいた調査、風力発電機からのパワーレベル等の情報を基にした定量的な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置を講じることで、可能な限り影響の回避または低減に努めます。</p> <p>なお、超低周波音から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限り最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び評価を実施いたします。</p> <p>また、本事業を通して地域の活性化に貢献できるように、他地域での風力発電施設の設置に伴う地域貢献策などについても参考にしながら検討していきたいと考えております。</p>
<p>6</p>	<p>3. 発電事業の名称についての苦言</p> <p>仮称であっても「福井金比羅風力発電事業」という名称は大いに迷惑である。これだけでも既に風評被害を受けている。私的な例で申し分けないが「長閑でいい所ね」と言っていた知人や友人の複数が「風力発電のある所に行きたくないわ」とメールなどで連絡してきているのが実情である。</p> <p>他府県の部外者の目で見ると大型の風力発電機が15基設置と知っただけでこの有様である。</p> <p>是非、名称変更をお願いしたいものである。</p>	<p>名称変更についてのご要望承りました。本事業については現在のところあくまでも計画段階であることをご理解いただきたいと考えております。名称については、今後、地域の皆様のご意見も伺いながら決定したいと考えております。</p>

(意見書 3、4、5、6)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>福井県内のテレビ放送事業者（NHK福井・福井放送・福井テレビ）は国見中継局からの放送波などを越廼中継局で受信し、そこから放送しています。</p> <p>また、地区によっては、共同アンテナを山の上などに設置し、中継局からの放送波を受信している所もあります。</p> <p>その他、テレビ、FM放送事業者は山頂などに固定基地局を設置し、県内各地からの中継に使用しています。</p> <p>風力発電設備の建設によって、テレビ放送が受信できなくなったり各地からの中継ができなくなったりする可能性があります。</p> <p>風力発電設備の建設による、周辺での放送波の受信や放送用の信号伝送への影響の事前検討と調査をぜひともお願いするとともに、もしこれらが発生した場合には、誠意をもって対応をいただき、確実に対策を施すことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲におけます放送波の送受信状況の事前検討及び現地調査の実施を予定しております。</p> <p>また、風力発電機建設に伴い、電波障害が発生した場合は誠意をもって対応し、電波障害対策を施します。</p>

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDO の報告(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設 10 サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間 502.8 個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6 羽)のおよそ 2 倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年 1~2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成 28 年度~平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の生息状況の把握とそれを踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。今後の手続きにおいては、専門家等の助言を踏まえながら、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいりますと考えております。</p>
9	<p>■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>現地調査結果及び予測結果を踏まえ、専門家へのヒアリングを実施した上で、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
10	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>	<p>レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。コウモリ類の生息状況の把握とそれを踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の検討を進めてまいります。</p>
11	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う P311「コウモリ類音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAD」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果を取りまとめる予定です。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

12	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを打てるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>また、本事業においては、予測は定量的に行う計画です。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、必要が生じた際には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
13	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>得られた結果は、無理に種名を確定せず、グループに分けて利用頻度や活動時間を調査するようにいたします。</p>
14	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起これるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日の録音データは使用しないこと)。</p>	<p>現地での状況や有識者からのヒアリングも踏まえ、頂いたご意見を参考にし、取り扱いを検討いたします。</p>
15	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける(うけさせる)べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛行するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと)。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省と協議のうえ、適切に実施いたします。 ・捕獲調査時期については有識者からのヒアリングも踏まえ適切に実施いたします。 ・カスミ網も使用いたします。 ・捕獲したコウモリは麻酔せず、種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。 ・ハーブトラップは夜間複数回見回るようにいたします。 ・捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。 ・捕獲した個体は素手で扱わないよういたします。 ・冬眠中の個体については覚醒させないよう留意します。 ・冬眠中の個体は捕獲いたしません。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

16	<p>■P314 コウモリ類音声モニタリング調査の調査地点について コウモリ類音声モニタリング調査地点が 1 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置 (15 箇所) において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリング調査は、風力発電機の設置位置近傍の風況観測塔にバットディテクターを設置して調査いたします。なお、風況観測塔の設置環境は、対象事業実施区域内の環境を代表する落葉広葉樹に近接する草地であり、こちらにバットディテクターを設置することで高高度におけるコウモリ類の飛行状況を把握するとともに、風向風速等の風況との解析を行います。 また、録音の時間帯は日没前から日の出までで計画しております。</p>
17	<p>■コウモリ類音声モニタリング調査の期間について コウモリ類音声モニタリング調査の期間は春季から秋季に各季 1 カ月程度の連続測定としているが、「年間たった 3 カ月程度でバットストライクの予測ができる」とした科学的根拠を述べること。</p>	<p>調査時期については、コウモリ類の活動時期、専門家のご意見を踏まえて設定しておりますが、調査期間等については十分検討した上で実施いたします。</p>
18	<p>■飛行高度調査の期間について コウモリ類音声モニタリング調査の期間は春季から秋季に各季 1 カ月程度の連続測定としているが、バットストライクの予測手法を記載した欧米のマニュアルによれば 1 年間は連続測定する必要がある。 EUROBATS Publication Series No.6: Guidelines for consideration of bats in wind farm projects. Revision 2014. (https://www.eurobats.org/node/874)</p>	
19	<p>■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。</p>	<p>調査時間については、ご指摘の点に留意して設定いたします。</p>
20	<p>■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するよういたします。</p>
21	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年)に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避: 行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減: 何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。</p>

22	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張（者は 者 が の 続 き 程 度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や最善の保全措置について工夫に努めてまいります。 なお、本方法書において、コウモリ類への対策として、「ライトアップをしないこと」には言及しておりません。</p>
23	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
24	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>バットストライクに係るリスクについては、現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
25	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>今後の手続きにおいて調査とその結果の分析を進めて、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めてまいります。 また、最新の国内の事例や専門家等からの助言も踏まえ、海外における文献資料についても内容を精査し、コウモリ類の調査手法、保全措置として有効であると思われるものについては、検討いたします。 なお、本方法書において、コウモリ類への対策として、「ライトアップをしないこと」には言及しておりません。</p>
26	<p>■「実施可能」なコウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
27	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	

(表は前ページの続き)

<p>28</p>	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>今後、現地調査を実施し、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、予測及び評価を実施するとともに、引き続き新たな知見の収集を行い、より適切な保全措置の策定の検討を進めてまいります。</p>
<p>29</p>	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	
<p>30</p>	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	
<p>31</p>	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対しても負荷の少ない調査方法や最善の保全措置について検討を進めてまいります。</p>
<p>32</p>	<p>■月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」学制的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>本方法書において死骸探索調査については記載しておりませんが、現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を行った結果、事後調査を実施する場合にはご指摘頂いた点について留意いたします。</p>
<p>33</p>	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見は要約せず、全文公開いたします。</p>

○日刊新聞紙における公告

福井新聞（平成 31 年 2 月 6 日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)福井金昆羅風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ティウイッド・ポワール
事務所の所在地 東京都中央区築地二-二五-一九
三/二アム築地七階

二、対象事業の名称 (仮称)福井金昆羅風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大六万三千キロワット
三、対象事業実施区域 福井県福井市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福井県福井市及び丹生郡越前町
福井県庁安全環境部環境政策課
福井市役所市民生活部環境事務所環境課
殿下公民館、国見公民館、一光公民館
越前町役場住民環境課
電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<https://www.acacia-renewables.com/news-jap>
福井県庁・福井市役所・越前町役場は土曜日・
日曜日・祝日を除く閉庁時、福井市公民館は
月曜日・第三日曜日・祝日及び祝日が月曜日
の場合はその翌日を除く閉館時
の場合はその翌日を除く閉館時

五、縦覧の場所 (福井市)
(越前町)
電子縦覧
縦覧時間
法的期間
自主期間

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おきます意見書箱にご投函くださるか、平成三十一年二月二十五
日(月)までにお問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、天谷公民館(福井県丹生郡越前町天谷七-二三四)
二月二十日(水)十九時〇〇分より

二、国見公民館(福井県福井市鮎川町百九五-七)
二月二十一日(木)十九時三十分より

三、一光公民館(福井県福井市一光町六-五)
二月二十七日(水)十九時〇〇分より

四、殿下公民館(福井県福井市風尾町一-一三)
二月二十八日(木)十九時三十分より

八、問い合わせ先 アカシア・リニューアブルズ株式会社
〒一〇四-〇〇四五 東京都中央区築地二-二五-一九
三/二アム築地七階 電話〇三(五二四八)七三〇三 担当 安達
E-mail:info@acacia-renewables.com

○インターネットによるお知らせ

【当社のウェブサイト（ニュース）】



EN JA
 03-5148-7303


「（仮称）福井金毘羅風力発電事業」に係る
環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

環境影響評価法の規定に基づき、「（仮称）福井金毘羅風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）を作成しましたので、公表します。

※方法書は、平成31年2月6日（水）9:00～平成31年3月25日（月）17:00までの期間中は閲覧が可能です。

- ・ [表紙・目次](#)
- ・ [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ・ [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- ・ [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
 - [3.1 自然的状況](#)
 - [3.2 社会的状況](#)
- ・ [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- ・ [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（1）](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（2-1）](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（2-2）](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（2-3）](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（2-4）](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（2-5）](#)
- ・ [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- ・ [第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ・ [要約書](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

福井県庁安全環境部環境政策課

（福井市）
福井市役所市民生活部環境事務所環境課
殿下公民館
国具公民館
一光公民館

（越前町）
越前町役場住民環境課

縦覧期間

法的縦覧期間：平成31年2月6日（水）～3月11日（月）
自主縦覧期間：平成31年3月12日（火）～3月25日（月）

縦覧時間

土日祝日を除く開庁時
公民館は月曜・第3日曜・祝日を除く開館時

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成31年3月25日（月）までに下の問い合わせ先へ郵送、またはメールでご提出ください（郵送の場合、当日消印有効）。

意見書様式は[こちら](#)からダウンロードしてください。

方法書説明会

日時・場所※

- ①対象地区：天谷地区（越前町）
日時 平成31年2月20日（水）19時00分～
場所 天谷公民館
- ②対象地区：大丹生町、小丹生町（福井市）
日時 平成31年2月21日（木）19時30分～
場所 国見公民館
- ③対象地区：下一光町、五木子町（福井市）
日時 平成31年2月27日（水）19時00分～
場所 一光公民館
- ④対象地区：殿下地区（福井市）
日時 平成31年2月28日（木）19時30分～
場所 殿下公民館

※ご都合の良い会場にご参加ください。

意見書の提出先及びお問い合わせ先
104-0045
東京都中央区築地2-15-19ミレニアム築地7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当 安念
電話 03-5148-7303
(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

[前のページに戻る](#)



This information is a general description of the Acacia Renewables only. Before acting on any information, you should consider the appropriateness of it having regard to your particular objectives, financial situation and needs and seek advice. No information set out above constitutes advice, an advertisement, an invitation, a confirmation, an offer or a solicitation, to buy or sell any security or other financial, credit or lending product or to engage in any investment activity, or an offer of any banking or financial service. Some products and/or services mentioned on this website may not be suitable for you and may not be available in all jurisdictions. All securities and financial products or instrument transactions involve risks. Past performance of any product described on this site is not a reliable indication of future performance.

©2017 by Acacia Renewables K.K. All rights reserved.

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) 福井金毘羅風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

法的期間：平成31年2月6日（水）から平成31年3月11日（月）まで
自主期間：平成31年3月12日（火）から平成31年3月25日（月）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く8：30～17：15）

2. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の送付

「(仮称) 福井金毘羅風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送またはメールにてご提出ください。

○受付期間：平成31年2月6日（水）から平成31年3月25日（月）まで
（郵送の場合は3月25日消印有効）

○郵送またはメールの場合

宛先：〒104-0045 東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地 7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社 安念 宛
E-mail: info@acacia-renewables.com

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

※方法書は、アカシア・リニューアブルズ株式会社のホームページでも公表しています。ウェブサイト URL <https://www.acacia-renewables.com/news-jap>

※今回は、福井県安全環境部環境政策課に縦覧場所のご提供をお願いし、お引き受け頂きました。従いまして、ご質問等につきましては、県庁職員はお答えできませんのでご了承下さい。

4. お問い合わせ先

アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当者名：安念（あんねん）
電話番号：03-5148-7303
（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後16時まで）

以 上

